

12 動物検知通報システムにおける周波数帯の拡大及びキャリアセンスの規制緩和

提出先 総務省

【提案項目】

ニホンザルやニホンジカ、ツキノワグマ等、山間部で生息する野生動物の探査・調査と被害防除対策を適切に実施するため、次の措置を講じること。

- 1 動物検知用通報システムに割り当てられる周波数帯の拡大
群れの識別を要する保護管理に資するため、電波法施行規則(及び標準規格(A R I B S T D - T 9 9))に規定される動物検知通報システムの周波数帯及びチャンネル数を拡大すること。
- 2 キャリアセンス機能の規制緩和
山間部と市街地の両方に出没する野生動物の探査・調査を効率的に実施するため、平成24年3月26日付け総務省告示第88号で規定された、動物検知システム用無線設備に係るキャリアセンス機能の規制を最新の技術開発動向を踏まえて緩和すること。

【提案理由等】

- 1 神奈川県ニホンザル保護管理計画では、動物検知用通報特定小電力無線局(以下、「動物検知通報システム」という。)を使用し、24の群れを個別により識別し、その行動域、加害レベル、性年齢構成、個体群の規模に応じて、群れ単位の被害防除対策が立てられている。
また、ニホンジカについても、行動域や行動特性の解析のため、発信器を活用した調査が行われている。さらに、ツキノワグマの調査も計画されているところである。
しかし、現行の動物検知通報システムは、チャンネル数が5チャンネルとニホンザルの個体群(24)に対して少なく、調査の際、混信が避けられない状態にある。
よって、ニホンザルの群れを識別しての追い払い等の被害対策や調査を円滑に行うためには、同無線局のチャンネルの拡大が必要である。
- 2 動物検知通報システムの空中線電力については、平成20年8月の電波法改正にて、「10mW以下」から「1W以下」へ引き上げられた。
しかし、空中線電力が10mW以上の場合、他の無線局との混信を防止するための「キャリアセンス機能」の搭載が義務づけられ、当県の場合、24のニホンザルの個体群で動物検知通報システムを使用した場合、キャリアセンス機能により電波の発射が不規則に停止し、調査に支障を来すことが予想される。よって、同時に多数の個体群の調査を可能とするために、キャリアセンス機能の緩和が必要である。

※ キャリアセンス機能：送信機から送信を開始する前にそのチャンネルが他の無線機で使用されていないかどうか調べ、使用されている場合は他のチャンネルに切り替えるか停止する機能